

会員だより

長崎県交通局

長崎市域の路線バス網の維持に向け「競争」から「協調」へ

背景

地域の路線バス網の維持については、全国的な人口減少や少子高齢化等による乗客減に加え、コロナ禍による行動変容等で利用者が急激に減少しており、非常に困難な状況となっています。長崎においても例外ではなく、厳しい環境下にあります。

このような状況の中、昨年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、自治体が公共交通を維持するための計画策定が努力義務化されており、長崎市においては、法定協議会が設置され、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿、取り組むべき施策を示すための「長崎市地域公共交通計画」が本年8月に策定されました。

また、これまではバス事業者同士が直接協議を行って、路線や運行便数、運賃等のサービスを調整することが禁じられていましたが、前述の法律改正と併せて、独占禁止法の特例法が施行され、国の認可を受けることで、直接協議してサービス調整を行うことが可能となりました。

このような背景から、バス事業者が長崎市と協力し、長崎市域の公共交通網の維持に向けて取り組むとともに、独占禁止法特例法に基づく新たな事業者連携の仕組みの導入（共同経営）を検討していくことに合意し、6月9日、長崎市長の立会いのもと、長崎県交通局と長崎自動車株式会社との間で連携協定を締結しました。



連携協定の内容

- (1)長崎市が策定する長崎市地域公共交通計画の基本方針に照らし、長崎市域の路線バス網の維持に向けて、協力体制を構築する。
- (2)長崎市及び長崎市公共交通活性化協議会と緊密に連携して、適切に取り組む。
- (3)本協定締結後、独占禁止法特例法第3章に基づく新たな事業者連携の仕組み（共同経営）の導入について検討する。

共同経営の導入検討

「共同経営」は、法律に基づく呼称となっており、資本提携や経営統合、合併とは全く異なるもので、バス事業者同士で路線やダイヤ、運賃などの調整を直接協議し、両方で効率化を図り、事業改善を目指していく仕組みとなっています。

この仕組みで可能となるサービス内容の一例では、1つの路線を共同運行する方法、競合区間を集約して運行する方法など運行形態の見直しが可能となり、併せて、便数や運行時刻の設定も可能となります。また、路線や運賃以外のサービス面においても、案内表示の共通化など、利便性向上の施策が可能となります。

現在のところは、対象路線や個別の取組内容等について、事業改善を図るとともに、利用者の利便性の維持・向上が図れるよう、検討に取り組んでいるところです。

公営企業である長崎県交通局と民間企業である長崎自動車株式会社が協力し、また長崎市とも連携しながら、持続可能な地域公共交通サービスを目指してまいります。

〈問い合わせ〉

長崎県交通局 乗合事業部 乗合課
電話：095-822-5141